

## 公安委員会関係審査

- 1 期 日 平成20年10月27日（月）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 松浦幸男  
副委員長 田川寿一、高橋雅洋  
委 員 森川家忠、山下智之、岩下智伸、金口 巖、井原 修、  
高木昭夫、杉西加代子、安木和男、天満祥典、松岡宏道、  
門田峻徳、砂原克規、中本隆志、蒲原敏博
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員  
[会計管理部]  
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長  
[警察本部]  
警察本部長、総務部長、総務課長、会計課長、警務部長、警務課長、生活安全部長、地  
域課長、刑事部長、刑事総務課長、交通部長、交通企画課長、警備部長、公安課長
- 6 付託事件  
平成19年度広島県歳入歳出決算認定の件  
平成19年度広島県公営企業決算認定の件
- 7 報告事項  
[警察本部]  
(1) 平成19年度決算総括表（一般会計目的別）  
(2) 平成19年度主要施策の成果に関する説明書
- 8 会議の概要  
(1) 開会 午前10時31分  
(2) 記録署名委員の指名  
(3) 質疑・応答  
○質疑（森川委員） 飲酒運転対策についてお尋ねします。  
先日、全国ニュースで、昨年改正されました道路交通法施行後1年間の状況が報  
道されておりました。その中で飲酒運転による交通事故及び飲酒運転の検挙件数は、  
いずれも、法改正前と比較しまして約20%の減少、また、新しく規定されました同  
乗罪の検挙数が約1,300人ということがありました。  
そこで、広島県内における道路交通法改正の前と後の飲酒運転による交通事故の  
発生状況、それとあわせて、飲酒運転と新設されました同乗罪の取り締まりの  
件数について、どのような状況になっているのか、お尋ねします。  
○答弁（交通部長） 県内におきます飲酒運転による交通事故につきましては、道路交

通法が改正されました昨年9月19日を境といたしまして、改正前1年間の事故件数は178件、改正後1年間は143件でありまして、35件、約20%減少しています。

このうち、死亡事故につきましては、改正前1年間で10件、改正後は7件発生していまして、3件、30%減少している状況にあります。

また、飲酒運転の取り締まり件数は、改正前1年間で1,978件、改正後1年間では772件検挙しており、1,206件、約61%減少している状況にあります。

それから、新しく規定されました車両提供罪、酒類提供罪、同乗罪は、施行後1年間でトータルしますと54件検挙しております。この54件は、愛知県、大阪府、警視庁、兵庫県に次ぐ、全国第5位の数字になっています。

○質疑（森川委員） 平成18年に、福岡県で発生しました幼児3人の命が犠牲になった事故を契機として、道路交通法が改正になったと私は承知しておりますが、全国的にも、県内におきましても、この改正によりまして一定の効果があらわれていると思います。

今後、広島県警として飲酒運転対策にどのように取り組んでいこうと思っているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（交通部長） ただいま委員御指摘のとおり、改正後におきましては、飲酒交通事故件数、取り締まり件数とも、全国と同様に減少傾向を示しておりまして、一定の効果が認められると考えています。

しかし、飲酒による事故や違反が全くなくなったわけではない状況にあります。ことしに入りまして、飲酒運転の逮捕件数は、毎月数件程度で推移しておりましたが、今月に入りまして13件と、初めて2けたに上る状況でありまして、悪質な飲酒運転者が、いまだにいると考えられるところであります。

警察といたしましては、飲酒運転根絶は、何よりも本人の自覚が大切であると考えておりまして、酒酔い体験ゴーグルを活用した体験型の交通安全教室、それから、酒類提供者に対する働きかけによりまして、飲酒運転撲滅宣言であるとかハンドルキーパー運動を推進するとともに、あらゆる広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性、悪質性を訴えているところであります。

それから、数字にあらわれていない、悪質な飲酒運転者はいまだにいるだろうということを念頭に置きまして、時間や場所を考慮して悪質な飲酒運転に対する取り締まりを徹底して行い、交通の場から排除する。それから、新設されました周辺者に対する罰条を厳格に適用して捜査してまいりたいと考えています。

シーズンとしましては、ちょうどこれから年末にかけて、飲酒する機会も多くなり、飲酒運転の増加が懸念されますので、飲酒運転根絶の機運をより一層盛り上げてまいりたいと考えております。

○要望（森川委員） 今後とも、飲酒運転対策にしっかり取り組んでいただきたいのですが、それに加えて、他の交通違反対策、また、信号機の設定等の交通安全対策にもトータル的な対応をしていただきまして、今後、事故の少ない安全で安心し

て住める広島県となりますように御尽力をよろしくお願い申し上げます。

○質疑（山下委員） 私は、薬物対策のことについてお伺いしたいと思います。

平成19年度は、暴力団などの薬物密売組織を重点とした取り締まりと、末端の乱用者の徹底検挙をされたということで、検挙件数や押収量が大幅に伸びておりますが、広島県内の薬物等の状況はどのようになっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○答弁（刑事部長） 平成19年中の薬物事犯の取り締まり状況ですが、覚せい剤が220人、大麻が12人で、238人を検挙しています。指定薬物の押収量は、885.761グラムを押収しております。検挙人員は、平成18年と比較いたしまして51人増加しております。平成19年中に検挙した238人のうち、再犯者が165人で約70%、暴力団関係者が46人で約20%という状況になっています。

○質疑（山下委員） 薬物の中の大麻について、お伺いしたいと思います。

最近、大相撲の外国人力士や芸能人による大麻に関する問題が、社会的に大きな反響を呼んでおります。「大麻は、過剰摂取によって死亡したり、恒久的な損傷はなく、たばこやアルコールより害が低い」などと言う人もいますが、大麻の常用者の精神疾患を発病するリスクは、ヘロインよりも高いと言われておりまして、統合失調症や幻覚障害、やる気がなくなる無動機症候群に陥ったり、初めての使用で大量摂取すると、意識障害を伴う中毒精神病の状態になり、犯罪を引き起こす原因ともなります。

厚生労働省によると、大麻を栽培して摘発されるケースが、昨年までの10年間で約5倍にふえたということですが、広島県内でも自宅や山中で大量栽培や所持等の大麻事犯が増加しています。

大麻事犯の取り締まり状況と、大麻事犯の特徴的傾向を教えてくださいと思います。

○答弁（刑事部長） 平成19年中の全国の取り締まり状況ですが、2,271人を検挙し、大麻457.9キログラムを押収しております。確定数値は出ていませんけれども、平成20年9月末現在の全国の取り締まり状況は、約1,770人を検挙し、大麻約140キログラムを押収しております。

広島県の平成19年中の取り締まり状況は、12人を検挙し、大麻166.8グラムを押収しております。広島県の平成20年9月末の取り締まり状況は、12人を検挙し、大麻4,172.4グラムを押収しております。本県では、10月に入ってから23日現在で11人を検挙し、大麻400グラムを押収しているところであり、検挙人員、押収量ともに昨年を大幅に上回るものと思われます。

○要望（山下委員） 大麻は、種子を所持することを取り締まる法律がないと聞いておりまして、インターネットで気軽に購入できるということで、随分ふえていると聞いております。

広島県でも増加傾向にあるということですが、アメリカでは、大麻使用

者がコカインを使用する確率が高いことから、ゲートウエードラッグの位置づけをしておりまして、日本でも、大麻を入り口として、覚せい剤等に移行する者がふえるのではないかと考えられますので、引き続き十分に取り締まりをしていただきたいと思います。

○質疑（岩下委員） 私は、大量退職に伴う各種の施策についてお伺いしたいと思います。

先ほどの御説明にもありましたが、いわゆる団塊の世代と言われているベテラン警察官が大量退職し、大量採用という時期になっていると思います。全国の地方警察官が毎年1万人前後退職する見込みであり、広島県もその例外ではないと聞いています。

つまり、知識・経験の豊富なベテラン警察官が数多く退職されて、一方で若い警察官が増加するということになり、現場の執行力が維持できるのか、低下してしまうのではないかと心配しております。

そこで、広島県警察における大量退職はいつまで続くのか、どの程度の警察官が入れかわることになるのか、お伺いします。

○答弁（警務部長） 本年4月1日現在の警察官の年代別構成でございますが、50歳代が28%、40歳代が19%、30歳代が23%、20歳代が29%、10歳代が1%という状況になっております。

大量退職につきましては、今後、平成28年まで、おおむね毎年200人を超える退職者を予想しています。その結果、本年度から9年間で約4割の警察官が入れかわる状況でございます。

○質疑（岩下委員） 改めて数字を伺うと、本当にたくさんの警察官が入れかわることがよくわかりました。こういう大量退職、大量採用時代を迎えますと、ベテラン警察官が、どんどんいなくなってしまうわけで、現場には本当に経験の浅い若手の警察官しかいなくなる事態も想像されます。しかし、県民は、やはり1人の警察官ということで期待しているわけであり、しっかりと教養訓練をしていただく必要があると考えています。

来年は、新しい警察学校もできると聞いており、施設的に申し分のない訓練ができると思うのですが、そこで、警察では大量退職期の中、現場の執行力の維持・強化という観点から、どのような取り組みを行っているのか、お伺いします。

○答弁（警務部長） 現場の警察官の執行力の強化・維持という観点でございますが、まず、大変凶悪な事件も全国的に発生いたしております。

通り魔殺人事件などの凶悪事件現場における対応能力を強化して、犯人を確実に制圧、逮捕する技能や、悪と対峙してひるまない精神力を、一人一人の警察官に体得させるため、柔道着、剣道着を着用いたしまして、柔道、剣道、逮捕術のより実践的な訓練を、若手はもとより、全警察官に実施しているところでございます。

それから、若手警察官の実務能力向上という観点におきましては、警察学校で行

われます通常の教養のほかに、現場で発生いたします事件、事象等を疑似体験させるため、ロールプレイング方式による実践的訓練を積極的に実施しております。

訓練いたしました結果、若手の間からは非常に役に立ったとか、次に何をやるべきかということが、すぐ頭に浮かぶようになったといった効果が上がってきております。それから、こうした訓練を行うことによりまして、指導いたしますベテラン警察官自身が、みずからの若手時代を思い起こして、いま一度、奮起するといった効果も出ているところでございます。

今後、これらの教養や訓練等をしっかり継続してまいりますとともに、現場の警察官を指揮いたします警察署の当直幹部の執行能力の強化も図って、現場執行力の維持・強化に努めてまいりたいと考えております。

○質疑（岩下委員） 私も、県警の柔剣道大会、逮捕術大会を見学させていただきまして、若手警察官が、本当に真剣に一生懸命取り組んでいるということ、よく実感しております。そういった意味でしっかり訓練をやっていると感じております。

ただ、退職警察官の豊富な知識、経験、専門的な技能を、きちんと伝承していくという視点も非常に重要であろうと思います。

そこで、現場の力、退職される警察官の知恵を、どう伝承していくのか、その取り組み方策をお伺いしたいと思います。

○答弁（警務部長） ベテラン警察官の知識・経験を、より効率的に伝承する取り組みについてでございますが、まず1つは、定年退職するベテラン警察官の知識・技能を若手警察官に継承するための再任用制度を利用しております。この再任用の制度によりまして、現在、再任用しております警察官は、警察本部の地域課、鑑識課、それから6警察署の警務課、交通課に計8人を配置いたしまして、長年の経験に基づく知識・技能を伝承させております。

それから、現場で卓越した専門的な知識・技能を有する警察官を技能指導官に指定いたしまして、各警察署の巡回指導、専門的技能等の指導・教養を行わせております。

さらに、職務質問技能指導員、現場実務インストラクター制度も活用いたしまして、ベテランの技能を若手に伝承するという形で、若手の育成に努めているところでございます。

○要望（岩下委員） いろいろな形で退職される警察官の力を引き出していく対策をされていることが、よくわかりました。引き続き、そういった方々の活躍の場をうまく確保しながら、優秀な人材を確保されるようお願いしたいと思います。

○質疑（金口委員） 私は、安全・安心なまちづくりの中で、防犯ボランティアの現状につきまして、何点かお尋ねしたいと思います。

現在、地域住民の間で、地域の安全は地域で守るという連帯意識と防犯意識の高まりが、本当に強くなってきていると思っております。自主防犯活動が犯罪の防止、

抑止に占める割合も、大変大きくなったと覚っているところであります。

この前の警察・商工労働委員会でも質疑がありましたが、「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の県民アンケートを実施されています。ことしが第6回目でありまして、昨年もことしも結果がホームページに出ています、その中の治安に関するところを見ますと、治安がよくなった理由の第1に地域社会の連帯意識が高まったからという回答が、昨年もことしも1位になっております。地域の人の力がそこに反映している、大変貢献されているから、こういう数字が出てきたのだろうと覚っております。

現在、多くの皆様が、さまざまな地域で防犯ボランティア活動を行っていますが、まず、県内の実情はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

- 答弁（生活安全部長） 「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動の推進によりまして、県民の間で、地域の安全は地域で守るという防犯意識が高まりまして、防犯パトロールなどを目的とした防犯ボランティア団体の結成が相次いでおります。

本年6月末現在でありますけれども、警察本部が把握している防犯ボランティア団体は、801団体、4万9,765人です。団体数、構成員数ともに順調に増加しております。こうした地域コミュニティーや地域に根差した防犯ボランティア活動は、犯罪の起こりにくい、安全なまちづくりに大きな役割を果たしていると認識しております。

- 質疑（金口委員） 防犯ボランティアに対する支援状況と今後の取り組みについて、続いてお尋ねいたします。

地域住民の皆さんが、ボランティア活動として犯罪防止に取り組まれているところですが、継続的に防犯ボランティア活動に参加していただくためには、私は、先ほど申し上げた801団体、4万9,765人の方に対して、警察としてどのように働きかけていくか、物心両面の支援が必要だろうと覚っております。

また、私は、活動に携わる人が充実感を持って、自分たちの活動が地域の安全を支えているのだという思いを持っていくために、より効果的な警察活動により働きかけていくことが重要だと思っておりますが、防犯ボランティアに対する、現在の支援とこれからどのような取り組みをされていこうとしているのか。ただ数をふやすだけではやはり効果がないと思っておりますので、御見解をお尋ねいたします。

- 答弁（生活安全部長） 防犯ボランティア活動の支援といたしまして、県内各地で活動ノウハウの提供や、防犯ボランティア活動従事者による意見交換等を目的とした、防犯ボランティア交流会の開催、また、防犯活動の活性化を図るために、防犯リーダーを育成する安全・安心アカデミーの開催のほか、各種防犯講習会、情報ネットワークを通じて、タイムリーな犯罪情報などの提供を行っております。

次に、効果的な活動に必要な物品の支援のため、防犯パトロール等を行っておりますボランティア団体に対して、帽子、腕章、誘導旗などの活動物品を支援する、地域安全・安心推進事業、また子供の見守り活動の実施団体に対しては、ベスト、

ホイッスルなどの活動物品を支援する、子供の見守り活動支援モデル事業などを行っております。

さらに、長年にわたる効果的な防犯ボランティア活動に対する称揚、県警ホームページでの活動状況の紹介などを通じて、防犯ボランティアの活動意欲の高揚を図っているところであります。

今後とも、より効果的な活動が行われるよう、支援に努めてまいりたいと考えております。

○要望（金口委員） 私は、地域の皆さんは、自分の地域からどのようにして犯罪を少なくしていくのかということ、その地域の警察署の皆さんと同じように考えておられると思います。

私も、この防犯ボランティアの登録だけはしているのですが、なかなか活動には参加できません。やはり、そこへ参加するというのが、地域の安全を守っていくという自負心があるわけですから、先ほど生活安全部長が言われましたように、十分な支援をしていただきまして、活動がますます大きくなるように努めていただきたいと思います。

もう一つは、地域に全部お願いすることによって、警察が一步退くということが絶対にあってはならないと思うのです。

やはり、主は警察で、従が地域ボランティアですから、私はボランティアが前へ出ることがあってはならないと思います。警察が中心になって、自分たちの責任で地域の犯罪をなくしていく、その手助けをするのがボランティアであることも十分考えながらやっていただきたいということをお願いします。

○質疑（高木委員） 私からは、災害等緊急事態対処の推進についてお尋ねします。

先ほど、警察本部長からも、何点か対策について御説明がございました。

ことは、台風等の大きな災害が、幸いにも発生しておりませんが、災害だけではなくて、ここにも一緒に活動した方もいらっしゃいますが、人命捜索、一刻を争う事態に対応していくというのも、警察として大きな仕事の一つだと思います。

ことし2月に、恐羅漢山で7名が雪山遭難されました。そういう場合も、県警として、第一義的に捜索をする責任があると思いますが、迅速に対応するには、訓練、装備、知識も要ると思います。有事への即応態勢について、県警として、どのような取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

○答弁（警備部長） 警察におきましては、災害、緊急事態発生に備えまして、各種部隊の編成、あるいは通信機器の活用訓練、災害警備対策本部の設置訓練、非常招集訓練等を実施いたしております。また、それに基づきまして、有事即応態勢を整えているところでございます。

また、職員につきましても、勤務を要しないときでも所在を明確にするということで、災害発生時に迅速に対応できる体制の確立を図っているところでございます。

○質疑（高木委員） 広島県には、大きな山がないということで、雪山に対する対策が

どの程度されているのか、私にはわかりませんが、そのことについてもう少しわかれば教えていただきたいと思います。

それから、災害に対処するには、訓練も必要ですが、過去の情報等の整理も必要でしょうし、その現場の状況を、いち早く知るということも大事だと思いますが、その対応についてはどのように取り組んでおられるか、お伺いします。

○答弁（警備部長） 委員御指摘のように、山岳を含めて、今までいろいろな災害がございました。そのようなことにつきましても、いろいろな検討会等を実施して、次に備えるという態勢をとっているところでございます。

○質疑（高木委員） 災害現場では、警察だけではなくて、地元自治体、消防関係者、自衛隊等、いろいろな方々が一緒に活動するということが多々あると思います。私も、現在、消防団員をしておりますが、いろいろな現場で警察の皆さんと一緒に活動をします。中には、署長がみずから先頭を切って捜索に当たられるという現場も拝見いたしました。非常に心強く思っているところでありますが、それぞれの組織と、ふだんから連携をとっておくということによって、災害時により迅速な対応ができると思います。それらの関係機関との連絡調整等については、県警ではどのように取り組んでおられるのか、お伺いします。

○答弁（警備部長） 災害訓練等の連携ですが、平成19年中におきましては、県の主催の会議は18回、市の主催の会議は6回、防災関係を29回と、53回開催して連携しながら対応しているところでございます。

○要望（高木委員） 災害は、いつどんなところで起きるか、全く予想がつかない状況であります。県民の皆さんの安心・安全と、生命、財産を守るという立場から、県警としても、ふだんから準備万端怠りなく備えていただくようお願いいたします。

○質疑（杉西委員） 私からは「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動のことで、広島県警が設置していただきました、女性安全ステーションについてお尋ねします。

今は、非常に世間でもいろいろ問題になっておりますが、女性が被害者になる強制わいせつ、ストーカー、DVといった事件がふえている中で、女性安全ステーションを置いてくださったことは、非常にありがたいことでございます。これはまだ滑り出して日が浅うございますが、運用状況と、その反響・効果を検証されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○答弁（警務部長） 女性安全ステーションの運用状況等についてでございますが、女性警察官を24時間体制で交番に配置するということで運用を開始いたしました。施設といたしましては、外部からの視線を遮るブラインドをつけ、プライバシーに配慮をいたしました相談スペースとし、相談用の机もきちんと置き、相談できるような環境を整備したところでございまして、お尋ねのように、7月から9警察署12交番において運用を開始いたしております。

9月からは5交番を追加いたしまして、現在、11警察署17交番に運用を拡大して



いるところでございます。

運用状況でございますけれども、9月末時点で、29件の相談等を取り扱っているところでございます。内訳でございますが、不審者やストーカーに関する相談が9件、ドメスティック・バイオレンス、男女間の暴力に関する相談が7件、それから嫌がらせに関する相談が3件という状況でございます。

それぞれ対応した女性警察官で、助言とか指導で解決をいたしましたものとか、あと、相談担当課、事件主管課に引き継ぐなどいたしまして、適切に対応しているところでございます。

それから、反響等についてのお尋ねでございますけれども、まず、女性警察官が交番に24時間配置をされたということで、県民の皆様方から、交番に非常に親しみが持てて立ち寄りやすくなったというような声とか、交番全体が明るくなった気がするという声が聞かれているところでございます。

実際に利用された相談者の方からは、同性に話を聞いてもらえて非常によかった、女性なので気楽に話をできたといった声が聞かれているところでございます。

○質疑（杉西委員） 私も気になる2カ所ぐらいの交番や、そのの所長さんに、どうなのですかと、いろいろお話を聞きますと、今、警務部長がおっしゃったように、確かに警察というのは男性ばかりでいかめしくて、何か怖かったというので、市民からも非常に明るくて行きやすくなったという話を聞いております。

私の住んでおります呉市も、本通二丁目交番に、最初の7月のスタートから配置していただいております。状況を聞きましたら、昨年1年間にあった相談件数が、ことしは、もうこの上半期ぐらいで同じぐらいのDVとかストーカーの相談が来ている。そういった意味では、非常に喜んでいらっしゃるしまして、相談はふえるけれども、それで犯罪が減れば一番効果的であるという話を聞いております。

そういう、いろいろ非常にいい話を聞いているのですが、これをさらに来年拡大する予定があるのですか。

○答弁（警務部長） 女性安全ステーションにおきましては、非常に反響も高いということでございまして、今後の予定ということでございますけれども、来年の春の異動にあわせまして、合計12警察署23交番まで、運用を拡大する予定にいたしております。その後の拡大等につきましては、今後の県民の皆様方からの反響、それから女性安全ステーションの運用状況、施設整備の状況、女性警察官の増員状況を総合的に勘案いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

○要望（杉西委員） 今、お話が出ました女性の警察官の増員が一つ問題になってくるのではないかと思うのです。

呉の場合も、交番に10人いらっしゃる中で、3人の女性警察官が配置されているのですが、お話ししましたけれども、やはりまだ皆さん23歳、24歳、25歳とお若いのです。ですから、希望としましたら、その中に1人でも、もう少し、人生経験が豊かな方がいらっしゃるという話をしてみました。

ただ、女性警察官が、以前からたくさんいらっしゃったかどうかという問題でしょうから、そういう意味では少ないかもしれませんが、せっかく、つくってくださるのであれば、またそれがより効果を発揮するように、ある程度、女性警察官の県内全体の配置バランスを考えていただいて、やはり私のように年をとっても、役に立つ場合もあるのではないかということ、現場で話してまいりましたので、どうぞお考えいただきまして、この運用を続けていっていただきたいと思います。

○質疑（天満委員） 私は、公用パソコンの整備状況についてお伺いします。

平成17年度だったと思いますが、予算特別委員会で、警察、財政の方と非常に厳しく予算の審査をしたことがございます。そのときに、ウィニーによる情報の漏えいがかかり叫ばれたことがございましたが、当時の警察本部長は、私用パソコンを一掃し、何とか公用パソコンを整備したいと話をされたのですが、その後どのようになっているのかをお尋ねします。

○答弁（総務部長） 本年4月1日現在で、本部が1,294台、警察署で2,301台、合計3,595台のパソコンが整備されたところでございます。

○質疑（天満委員） 警察では、非常に機密漏えいが懸念されております。

一方では、今回もそうでございますが、非常に財政が厳しゅうございます。その点で各署におかれましては、どのような整備状況なのか。まだまだ足りないのか、大体カバーされているのかをお尋ねします。

○答弁（総務部長） 先ほどありましたように、3,595台を整備いたしまして、県警察が、当面の体制で公務上必要最低限として算定しておりましたパソコンの整備はできたわけでございます。これによりまして、1人1台環境を達成することができたわけでございます。県警察の職員は約5,500人いますので、まだ台数がこれでは足りないのではないかということになるわけですが、交番所は3交代で勤務しておりますので、勤務員数の3分の1で足りる。当番日には1人1台でできますので、環境は整ったというところでございます。

今後とも、勤務の実態を勘案して、適正台数を整備していきたいと考えているところでございます。

○要望（天満委員） 自衛隊も国も、いろいろと機密漏えいの対策はきちんとされているようでございますので、先ほどおっしゃったような回答でございますが、今、財政が非常に厳しゅうございますが、要るものは要るということで、この決算を参考にして来年度の予算編成に役立てていただきますように要望しておきます。

○質疑（高橋副委員長） 私の方からは、今、大きな社会問題になっています、振り込め詐欺防止対策の推進状況についてお伺いいたします。

警察庁の発表によりますと、本年7月末現在、オレオレ詐欺や還付金詐欺に代表される振り込め詐欺の被害は、認知件数約1万4,000件、被害総額約193億4,000万円で、過去最悪であった平成16年を上回る、過去最悪のペースであります。

この種の悪質な犯罪は、断じて許すことはできず、事件研究を含む防止対策を強

力に推進する必要があると考えます。

そこで、まず県内における平成19年中の振り込め詐欺の認知件数及び検挙の状況、さらには防止対策の推進状況についてお伺いいたします。

○答弁（生活安全部長） 県内における平成19年中の振り込め詐欺の認知件数は、595件で、これは平成18年と比べて16件の増加、それから被害額は約6億8,000万円で、平成18年と比べて約7,000万円の増加であります。

平成19年中の認知595件の内訳は、なりすまし詐欺183件、架空請求詐欺138件、融資保証金詐欺205件、還付金等詐欺69件であります。

検挙状況であります。平成19年中には82件9人を検挙しており、平成18年と比べて、検挙件数では69件の増加、検挙人員では13人の減少であります。また、口座詐欺や金融機関等本人確認の法違反等の助長犯罪の検挙は83件14人で、平成18年と比べて検挙件数では37件増加し、検挙人員は6人の減少であります。

○質疑（高橋副委員長） 本年に入り、全国的に振り込め詐欺の手口がますます巧妙化するとともに、認知件数も増加しているとのことでありますが、そこで、県警察において昨年実施された各種施策にかかわる反省事項、さらには反省事項を生かし今後どのような対策を推進されていくのか、お伺いいたします。

○答弁（生活安全部長） 平成19年中の被害防止といたしまして、まず、金融機関対策として平成19年2月に金融機関との対策会議を行いまして、金融機関職員による窓口等での声かけの徹底を申し合わせ、まさに振り込もうとしている被害者への声かけで未然防止するという水際対策を強化いたしました。

また、情報発信活動も強化し、なりすまし詐欺及び還付金等詐欺の手口や防止策を盛り込んだモシカレターや、なりすまし詐欺の具体的手口を記載したなりすまし詐欺チェック表の作成と配布、また被害に遭いやすい高齢者等を対象に、減らそう犯罪情報官による講演活動などを行っております。

そのほか、振り込め詐欺に関する減らそう犯罪情報官速報を随時作成し、ATM等への掲示、ファクスネットワークを通じた各種機関、団体への情報発信を行ってまいりました。

また、平成19年中の対策の反省事項ということでお尋ねでございますけれども、振り込め詐欺被害防止対策を推進する中で、振り込みに訪れた利用者に金融機関職員などが被害防止のための声かけを行っても、その声かけや説得に応じず強硬に振り込まれてしまう。また、被害者からの聞き取りでは、振り込め詐欺についての一般的な知識は知っているものの、具体的な手口や防犯行動につながるような防止策について理解されていないなどの問題点が浮上し、金融機関職員等の声かけ等に応じない場合の対策や、手口や防止策についての情報発信の手段、方法の工夫が不十分であったことが挙げられます。

○要望（高橋副委員長） 大変努力されています。しかし、なかなか減らないのも現実でありますし、巧妙化、高度化し、組織的な犯罪も起こってくるということで、全

国的に大きな社会問題、課題だと思えます。

先ほどありましたように、実はことし10月16日、木曜日、中国新聞にATM警戒600人動員ということで、記事も出されています。

大変いい活動もされていると思うのですが、その中で今、特に金融機関、コンビニエンスストア、行政、いろいろな企業、団体、関係機関と連携をしていかなければいけないと思いますが、ごく最近見たテレビでは、電話をしてくだましてお金を取ろうとしたときに、振り込みや銀行のATMではなくて、メール便を利用して、お金を渡してもらうということがテレビにも出ていましたので、さまざまな形でやってくると思えますから、昨年のもも反省しながら、ことしの取り組みもしっかりとしていただきたいのです。

そこで、私も今考えてみますと、もちろん犯人を捕まえるという組織的なことももちろん大事なのですが、やはり、まずは被害に遭わないようにすることが大切ではないかと思えますので、今後も、関係機関との連携はもちろんですが、広報、情報発信に努めていただき、少しでも犯罪が少なくなるようお願いいたします。

○質疑（田川副委員長） 私からは、少年非行対策について質問させていただきます。

少年非行の現状を見ますと、刑法犯の総検挙人数の約3割は少年が占めているということで、依然として厳しい状況にあると思えます。しかしながら、広島県の現状を見ますと、かつては毎夜暴走族が走っておりまして、私なども眠れない夜を過ごしたこともありましたが、最近は非常に暴走族の活動も鎮静化していると思えます。

そこで、現在の暴走族や非行少年グループの活動実態についてお伺いしたいと思います。

○答弁（生活安全部長） 現在の暴走族等の活動実態ですが、平成19年度は、車両5台以上によります集団暴走を28回確認しており、また、110番による暴走苦情も750件受理しております。しかしながら、いずれもピーク時となります平成12年度と比べまして1割以下にまで減少しております。また、公園や道路を占拠しての集会や声出しも皆無となり、これにかわって目立つようになりまして特攻服や統一ジャンパーを着用しての蝟集も、グループの威力を誇示するために特異な服装を着用する行為を補導対象として補導活動を強化したことで、平成19年度末には、ほとんど見られなくなった状態であります。

このように、暴走族や非行少年グループは、その勢力の減少に伴いまして、その活動も一見鎮静化したように見えますけれども、グループ特有の群集心理から単発的な暴走行為やひったくり、オートバイ盗などの街頭犯罪を繰り返すなど、非行の内容は以前と変わっておりません。特に、暴走族や非行少年グループは、面倒見と称する暴力団等の支配下にありまして、これらの強い影響力のもとに意のままに操られて、非行の深刻化、悪質・凶悪化させる温床となっており、青少年の健全育成を図る上でも、早期離脱、早期解体などを推進しているところであります。

○質疑（田川副委員長） 実態はわかりましたけれども、活動については鎮静化しているが、まだまだ侮れないという状況だと思います。

暴走族、非行少年グループの総合対策を県警の運営重点としておられることから、県警では少年非行防止抑止対策をかぎとして、この暴走族対策の取り組みを強化されていると思います。

先ほども資料の説明がございましたけれども、この資料を見ますと、暴走族の構成員が、平成19年度は68人、非行少年グループの構成員が269人と、県全体で見るとごく一部であるということがわかるのですけれども、そこでこれらの暴走族や非行少年グループの少年が、少年非行全体にどのような影響を及ぼすのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（生活安全部長） 平成19年度に刑法犯で逮捕した少年475人の約4割に当たる181人が、暴走族や非行少年グループの少年でありました。特に、暴走族や非行少年グループのような集団化した少年は、先ほど申し上げましたとおり、群集心理から非行を悪質化させる傾向が強く、特に路上強盗とか、ひったくりで検挙した少年の約8割が、2人以上のグループで敢行されたものであります。

また、刑法犯で検挙した少年の約3割が繰り返し非行を行う、いわゆる再非行者であります。検挙した暴走族少年の約7割、グループによる共犯事件で検挙した少年の約4割が、この再非行者でありました。

したがって、こうした少年たちの再非行防止が少年非行全体の抑止につながるものと考えております。これ以外にも暴走族や非行少年グループは、代がわりや勢力拡大を図るため、周囲の少年をグループに取り込みまして、予備軍と見られる触法少年を従えるなど、他の少年の健全育成を阻害する存在ともなっております。

○質疑（田川副委員長） 今もお話がありましたけれども、実際に再非行が行われているということでありまして、調べてみますと、広島県の少年の再非行率は、全国平均を上回っていると伺っておりますが、少年非行の抑止については補導とか取り締まりだけではなく、少年の再非行をどう防止するのかということも大切ではないかと思えます。

そこで、先ほどの資料にも説明がございましたけれども、県警の立ち直り支援として行われておられますサポートチームとかサポート会議がございましたが、具体的な内容について、もう少しお伺いしたいと思えます。

○答弁（生活安全部長） サポートチームとは、非行などの問題を起こしている少年に対して、専門的知識や権限を有する関係機関が、個々の少年に応じてチームを編成し、適正な役割分担のもとに一体的かつ多様な対策を講じることで、当該少年に係る問題解決を図るものであります。

具体的には、県警少年サポートセンター、家庭裁判所、保護観察所、広島労働局、教育委員会などの17機関がネットワークを構成しておりまして、個々の少年の抱える問題に応じてチームを編成し、チーム会議によって情報交換や支援方法の検討を

図り、具体的な支援活動へと展開させております。

次に、サポート会議であります。暴走族や非行少年グループなどのメンバーを対象に、グループからの離脱、立ち直りを図る目的で実施する会議であります。

この会議には、原則、少年と保護者の双方を招致いたしまして、親子の対話方式などにより、親子関係の修復、子供の行動把握、保護者間の連絡体制の整備などを進め、暴走族、非行少年グループなどの少年の立ち直りと保護者の教育力の向上に努めているところであります。

○要望（田川副委員長） 一人一人に対応されていることは、よくわかりました。今後とも、青少年の健全育成のために努力をしていただきたいと思います。願う次第でございますけれども、同時に非行少年の立ち直りにも、しっかり力を入れていただくようお願いいたします。

○質疑（砂原委員） 先ほどの岩下委員の関連質問をさせていただきます。

主要施策の成果に関する説明書の177ページにも書いてあるように、大量退職、大量採用に伴う警察官の質の向上、質の向上というよりは、質を普通にするという状況に今、警察はあるのだらうと思います。

いろいろなところで聞くのに、調書をなかなか書けないとか、交番署の署員の情報収集能力が低下しているということをよく聞きます。先ほどの答弁にもありましたけれども、4割以上の人が入れかわってきているということで、実際には、警務部に人材育成課を設置してやっていますということですが、本当にそうなのかと思って数字を調べてみたのです。

その中に、警察教養費があるのですが、平成15年からずっと調べてみたら、平成15年が3,000万円、ところが平成19年は2,300万円しかない。中身は、ほとんどが旅費、日当で、特に平成17年度から、がたんと落ちてきているのです。これは日当改正によってそうなったと聞いているのですが、実際に、ここをしっかりと教育しないと、やはり警察官に頼って安心するということがなかなか難しくなる。

つまり、これがふえることは、回数がふえているということになると思うのです。そういったところをもっと充実しないとイケないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○答弁（警務部長） 警察官の育成、教養につきましては、私どもといたしまして、若手を早く一人前に育てて、仕事をさせるという観点で最も力を入れているところでございます。

3の安全を支える基盤の強化に係る御質問でございますけれども、学校教養、それから先ほども一部答弁で申し上げましたけれども、各警察署へ出向いての若手警察官に対する教養指導につきまして、現場の執行力を高めるという観点では、現実に応じた素材を用いた具体的なロールプレイング等の教養を実施しているところでございます。

それから、現在、非常に厳しい財政状況の中で最大の効果を上げるということで、

資料にいたしましてもそれぞれ人材育成課の方で、全国の素材を集めたものを独自に県の資料として作成いたしまして、事細かく若い者たちの教養をしています。

あと、けん銃等の使用判断につきましても、現実にはどの場面で、どのような事態になれば射撃ができるのかというようなものができる、映像射撃シミュレーターも活用して、現実の教養をしております。

そういったものが、確かに複数あればもう少し教養の回数もふやせるという課題等もございますけれども、現在そういったものを克服しながら、より効率的に資機材を活用し、現実には手から手へ、口から口へ、それから、わざからわざを伝承するという形で、現実的な教養に努めているところでございます。

○要望・質疑（砂原委員） 教育は、民間企業でも新入社員教育、1年たつて教育、3年たつて教育、新任係長教育、それから中間管理職教育と、ずっとついて回るものでありまして、特に警察官は特殊性の非常に高い職業でありますから、徹底して先輩のノウハウを身につけるように、教育の機会をどんどんふやしていただきたい。

また、こういうところが今はふえていっても仕方ないと思いますので、ぜひしっかりと教育していただきたいと思います。

それから、スーパー防犯灯について伺いたいのですが、スーパー防犯灯がずっと国庫補助でついてきていると思うのです。平成19年10基、平成20年の予算書を見ても4,100万円ほどスーパー防犯灯の予算がついてきているのですが、これは、今後どれぐらいまでつけていきたいと考えておられるのでしょうか。

○答弁（生活安全部長） スーパー防犯灯につきましては、一昨年の福山市内、昨年の呉市内、今年度は東広島市へ設置する予定で、現在準備を進めているところでございます。

新年度につきましては、国庫補助がもう行われないうことでございまして、現在のところ、新たに来年度も含めて設置する計画はございません。

○質疑（砂原委員） 非常にいいシステムだと思うので、国庫補助がつかないのは残念です。

もう一つ、スーパー防犯灯の広報について伺います。

私は、どこについているのか、全然知らないのですが、防犯灯ですから、危ないときには押さないといけないわけで、県民によくわかるようにPRしないといけないと思いますが、その活動は実際どのように今までやってこられたのですか。

○答弁（生活安全部長） 設置場所等については、スーパー防犯灯設置時に、マスコミ等に広報しまして、広く周知を図っております。また、その後、警察内部でミニ広報紙や交番速報により広報活動を行っております。

○要望・質疑（砂原委員） 後になって、あそこにあったのかということがないように、しっかりと周知徹底していただきたいと思います。

それと最後に、交番所の統廃合について、地域の交番や駐在所が随分減ってきているのではないかと思うのですが、実際どうなのでしょう。

○答弁（警務部長） 現在、運用しております交番につきましては、154交番を運用しております。ちなみに駐在所は141、合計295の駐在交番を運営しているところでございます。

○質疑（砂原委員） 減っているのですか、ふえているのですか。

○答弁（警務部長） 平成13年度、交番が156ありましたものが現在154、駐在所につきましては、221運用しておりましたのが、現在141という状況でございます。

○質疑（砂原委員） なぜ、そういうことを言ったのかということ、駐在所が減っているということは、交番所もしくは警察署が、地域の見回りということで警らをしっかりしないといけないと思うからです。

それで、警ら活動の時間がどうなったかを聞いてみたら、平成19年は、総時間数が平成17年と比べても、大分ふえているのですけれども、警ら活動もパトカーでの警ら、バイクでの警ら、自転車での警ら、それから徒歩での警らとあると思うのですが、はっきり言って、パトカーでの警らでは、よほどゆっくり走らないと十分地域の警ら活動はできないと思うのです。それが交番署の情報収集能力が低下している一因にもなっている気がするのです、数字上警ら時間がふえているのはいいことだと思うのですが、警らの内容も十分考慮して、これからも警ら活動、特に駐在所がなくなったところなど、県民が不安を持っているわけですから、丹念に時間をかけて警ら活動をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○答弁（地域課長） 警らでございますけれども、これは交番と駐在所の勤務員が所管区の中を巡回いたします。犯罪の予防とか交通の取り締まり、あるいは少年の補導とか危険防止、県民の皆様に対する保護とか助言・指導に当たっているものでございまして、例えば、交番の勤務員でございますけれども、1日16時間の勤務となっており、うち7時間、警らに当たることになっています。

いずれにいたしましても、警ら時間というものを遵守させまして、街頭活動を実施していると考えております。

○答弁（総務部長） 砂原委員の今の質問に対し、若干の補足説明をさせていただきます。

今、県警察は、先ほど言われました警ら方法につきまして、もろもろ検討を重ねておりまして、例えばミニパトカーでの警らでは、都市部では対話がないのではなかろうかという観点から、広大な管轄区域を持っている駐在所へミニパトカーを配置換えいたしまして、そのかわりに都市部の交番署におきましては自転車、先般もスクーター型のバイクを試験的に導入して、徒歩も当然でございますが、どういものか効果検証をして、導入を今検討しているところでございます。

○質疑（松岡委員） 先ほどの岩下委員、砂原委員の発言なのですが、大量退職を迎えて、約4割の警察官が短いスパンの中でかわります。

教養とか研修の充実が言われていますが、いろいろな能力を開発していくために、研修されながらスキルアップを高めていって、そして適材適所の配置をする。こう



いう中での人事管理だと思うのです。現実には、研修しながら適材配置ができればいいのですけれども、できない方も組織の中にいらっしゃるのではないかと、私は、今、いろいろなお話を聞きながら、そういうことに対して、これからシステム的に何らかの構築が必要ではないかという気がしております。

そういう中で、具体的に通告していないので、数字がわからないでしょうけれども、例えば、平成14年から言えば、582人の警察官が増員された。そして定年退職になれば、もっと枠が広がるのだと思うのですけれども、若い方が採用され、3年以内におおむねどのくらいの方がやめていかれるのか、アバウトでもいいのでわかれば教えてください。

○答弁（警務部長） 採用された若手の警察官が、早い時期でどれだけやめるのかという御質問ですが、採用してすぐに警察学校に入校させております。

はっきりした数字は、少し自信がございませんが、つかみで申し上げまして、警察学校に入校しております間に、これは適性の見きわめという部分もございまして、けれども、大分差がございまして、5%から1割弱の者が志し半ばといいますか、自分に適性がない、もしくは警察学校で若干適性に欠けるといった者につきまして、やめていく状況にございます。

それから、先ほど3年ぐらいということもございまして、そういった数字は、今持ち合わせておりませんが、学校でふるいにかけ、入校中に実務修習という形で、各警察署で実務を経験いたしまして、それからまた、学校に入校いたしまして、一人前の警察官になっていく、そういう中で、警察官の職務、職責を自覚した上で出た警察官につきましては、そう多くは退職していないという認識でございまして、ただ、ここしばらく警察学校を出て、一人前になった警察官が2～3人退職したということもございまして。

○質疑（松岡委員） 数字のことはともかくといたしまして、通告していないので申しわけないのですが、私は、要は、適材適所の配置ができるかどうかということが、今後の県民に対する治安情勢をより高めていくために、必要ではないかと思っております。

そういう中で、どうしてもたくさんいらっしゃる職員が100%できるとは思っておりません。現実には警察官の不祥事件があるわけですから。ただそれは社会的に見れば、非常に影響が大きいことだと思うのです。

そうしたときに、やはり能力が本当にあるのかどうかということ、どの段階で見きわめていくのか、システムをどうこれからつくっていくかということが一つの課題ではないだろうかと思っております。

これは、いい例ではないだろうと思うのですが、教育委員会で言えば、指導力不足教員制度があって、認定されたとき、研修をさせていくということでもありますけれども、今の警察の中にそういう制度があるかどうか、私はわかりませんが、ないとするならば、何らかの人事管理システムをこれから構築していく必要があるのではないかと、このことに対する考えはどうでしょうか。

○答弁（警務部長） 警察官の適材適所、いかに能力を引き出していくのかという御指摘でございますけれども、今おっしゃられたことを、いかに具現化していくかということで、人事管理、指導に力を入れてやっていると思います。システムという言い方で申し上げますと、それぞれの警察官の身上、家族関係も含めまして、考え方、それから、それぞれの職務に対する能力を直属の上司、さらに上の者、これが日常の執行力を見ながら記録をしていく、それを人事配置に生かしていくというシステムを構築し、運用しております。

ただ、中には不祥事を起こす職員もございます。個々面接をし、そしてみずから身上指導のための、身上関係を自分で上司に申告することに抜けがあることもございますので、抜けのないように、そしてみずから進んで組織の管理に服し、職務に邁進するという考え方で、全職員が仕事をできるような風通しのよい職場づくりにも、力をいれているところでございます。

あと、精神的に病んでしまう職員も中にはございますので、メンタルヘルスの相談なり、健康管理もしていきまして、いずれにいたしましても、日常の業務を通じて、個々の職員の執務能力の具体的な把握と適材配置につきましては、一応のシステムはできておりますが、さらに機能するように、個々の幹部がしっかりと組織の中を見て、督励をしている状況でございます。

(4) 閉会 午後0時13分